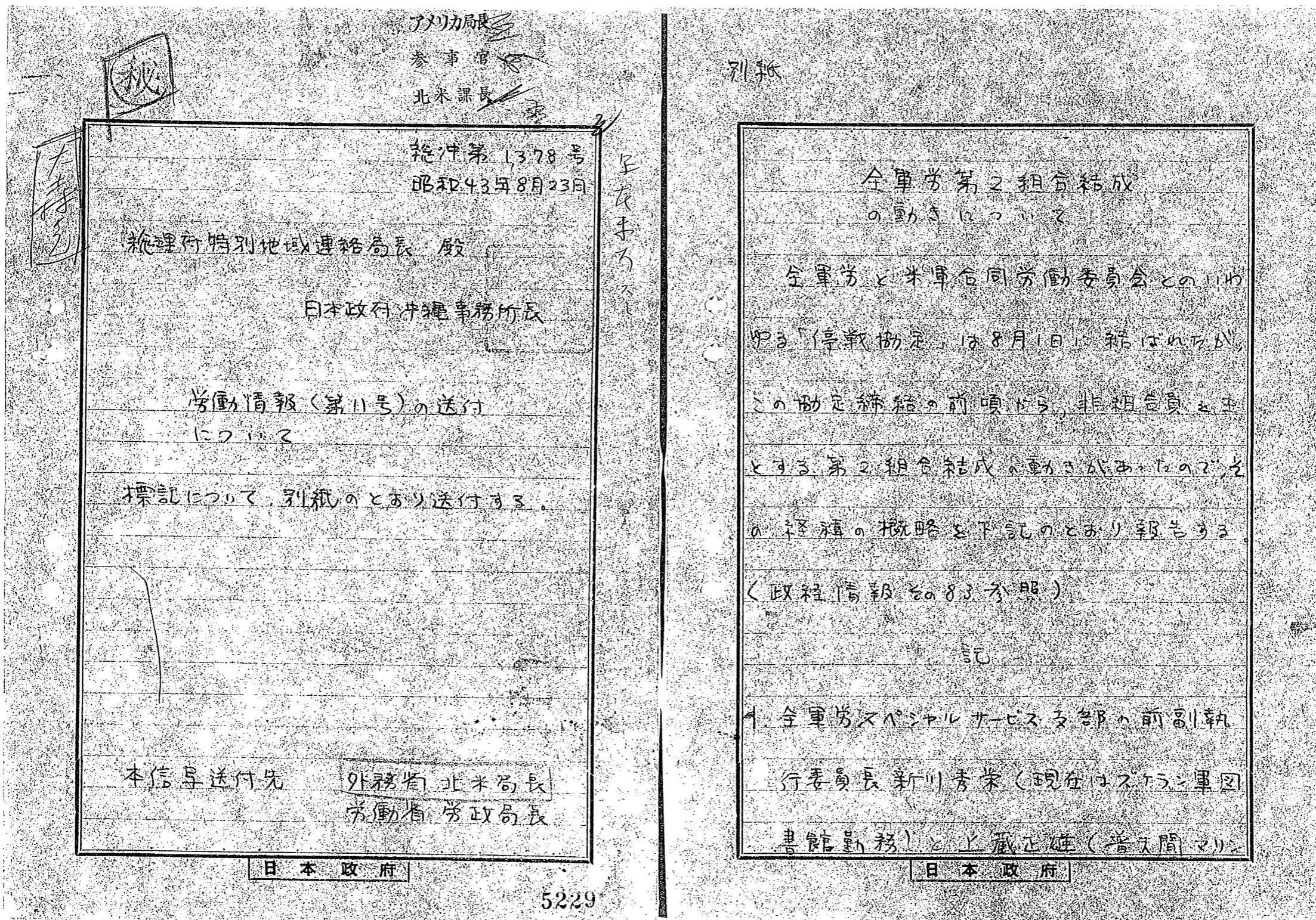


琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 31

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43813

沖軍方統成(ま)り動(き)



航空施設隊の消防隊勤務)とが中心となり、琉球政府労働局長岸本清、沖縄自民党副総裁吉元栄真、琉球立法院内政委員長大田昌知、那覇市方(自民連)中央執行委員長新城哲人らが後援で、全軍方に对抗する組織を作り工工作し、現在に至り約3,000人の同意署名があるといわれている。

琉球政府労働局長の内説によると、「11月の立法院選舉 行政主席選舉に向 民党が勝つためには、どうして労働組合を利用しなければならぬ」情勢により、たゞ

日本政府

たゞ、上記新川、上原の両人からの申し出もある、たゞ、隨意にことを述べ、9月より月2回15,000人の組織と目標としている。また、5,000人位は今からうな模をあげて、今、基地全体への運動を伝え、組織拡大を図り、来年1月は現行の全軍方会員数(18000人)を上回る構想である」と云ふ。

この組織の假名称は「中継 地方労働者の生活立場会」とし、運動方針は次の通りである。

日本政府

(1) 職場と生活を分ける。

(2) 基地を本拠地として諂ひて存置してやら
いれり。

(3) 政治活動の中立性を守る。

(4) 乗用車従事者の労働の早期工法化
の促進

(5) 間接雇用制度の確立

(6) 退職手当の増額を請

(7) 諸手当を本土駐留軍従事者並みに
改善(ともかくも日本政府は正規兵
に対する努力に寄請)

以上、宜しくお知らせ U.S.C.A.R. に及ばず

日本政府

の様子である。

4. 本件について報道機関は全く知りされて
いないので、本情報の取り扱いに注意を要
いたします。

日本政府

米北才/1330号
昭和43年9月 2日

在米大使殿

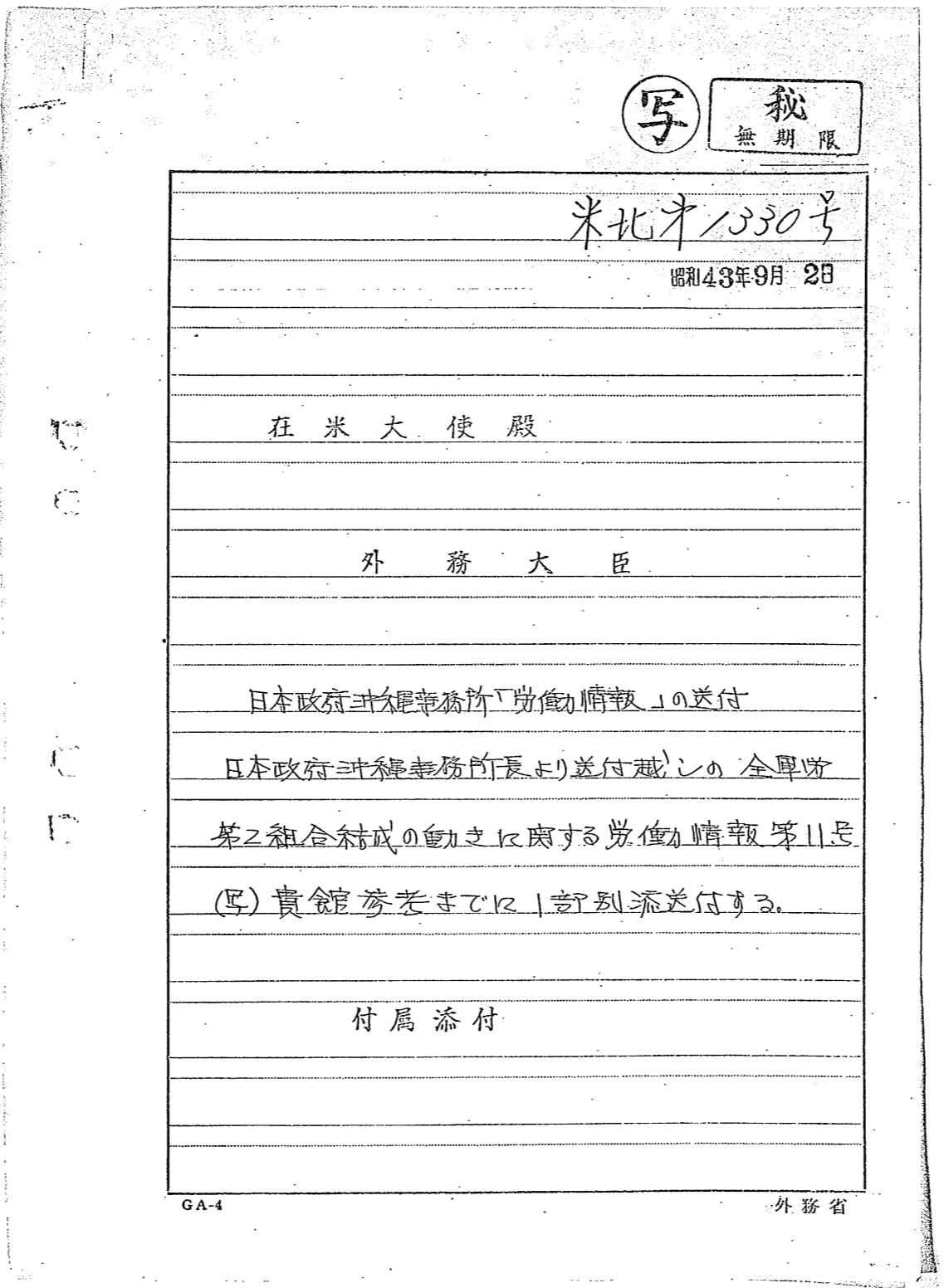
外務大臣

日本政府主催事務所「労働情報」の送付

日本政府主催事務所長より送付越しの 全軍労
第二組合結成の動きに因する労働情報 第11号

(写) 貴館参考までに一部別添送付する。

付属添附



一秘

公信写

米北/至急情報(16519) 至情係受5.27 配布5.29

政経情報(その45) 昭和44年5月20日付(5.22)受

外務大臣殿 那覇
沖縄事務所長

政経情報(その45)

44.5.20

沖縄労働組合(沖軍労)の結成機運
について

全沖縄軍労働組合(全軍労・上原康助委員長)
は目下深刻な危機に直面している。

その一つは、陸軍病院の解雇者57名の復職闘争、タグボート乗組員のベトナム行き拒否闘争、(それによつて近々相当数の解雇者が出来るものと予想されている)そして空軍当局による約150人の解雇通告といつた一連の「首切り攻勢」にさらされていることである。

最後の空軍関係については、15日上原委員長
らが第313空軍師団のヒスター人事部長と団交

一秘

公信写

2

した際、正式に「嘉手納、那覇両空軍基地の雇用員約150人を6月2日付で解雇する」との通告を受けた。(注、解雇通告を noticeされたのは179人であるが、米軍はそのうち約30人は配置転換で再雇用する、としている。)

上原委員長は「こうした解雇は従来もあつたこと」と比較的冷静に受けとめているが、しかし、今回の解雇は、

- 対象が全員第一種雇用員であること
- 職種が修理工、大工、電気工などの技能職が多いこと

○大量かつ集団的な解雇は初めてであること等の特徴から、全軍労組織内に動揺をひきおこしている。

二番目の危機としては、復帰時の基地態様をめぐる政治路線の問題があげられる。

本年に入つてからの復帰運動の急進化の中で3月22日復帰協は「安保廃棄、基地撤去」の方針を採択した。

復帰協傘下の全軍労は、この方針に留保の態度

外務省

外務省

を示しつつも「反戦平和の観点からも、復帰協の方針に賛成であり、その方針の足をひっぱるような行動はしない」との見解を表明した。

しかし、上原委員長は後に「復帰協の新運動方針がそのままの形で下部大衆に浸透するとは思われない」と内話して、内心の苦惱を打ち明けている。数度の世論調査でも、基地の「本土並み」が多数を占めているだけに、全軍労執行部の動きは極めて難しいものがあろう。

全軍労をめぐる問題としては、以上のほかに総合労働布令についての問題があるし、離職者対策、退職手当の増額、各種雇用員の労働条件改善など実に複雑かつ困難な状況がある。

ところで、そうした中で軍雇用者の間から全軍労執行部の「政治闘争主義」を批判し、また復帰に際しては「本土並み」、基地の存置を認め、もつて職場と生活の安定を図ろう、と主張するグループが出現するようになり、「第2組合」結成の動きが表面化してきている。

この動きは目新しいものではない。すでに昨年

の8月あたりから底流として動いていたもので(注4.3年「政経情報」その83、84ご参照)、いつきよに「第2組合」を結成するよりは「軍労働者の職場を守る会」なる名称の下に同志の獲得に努め軍雇用者の間に会の趣旨を拡げようと運動していたものである。

それが本年5月11日にいたり、コザ市内の映画館に代議員約200名(ほかに委任状、約300人)を集めて「沖縄軍労働組合結成準備委員会拡大会」を開催し、6月中旬に「沖軍労」結成を決議するに至った。

このように動きが表面化したについては、

○現在、全軍労がとっているような「政治闘争主義」では米軍の首切り攻勢に対処できない。

○「職場を守る会」では労働者としての権利を主張することができないし、また労金等を利用することもできない。

といつた一部の軍関係労働者の声が盛り上り、前述した諸状況の中で「職場を守る会」幹部に組合移行を決意させたもの、とうががわれる。

—秘—

公信写

5

「沖軍労」結成の準備委員長に選出されたのは
「職場を守る会」副会長だった新川秀栄（軍図書
館勤務）である。

副委員長、書記長等の役員も／＼大会で選
任されたが、いづれも30代の若手で固めている。
新川委員長は38才、かつて全軍労の中執を2年
間つとめたことがあり、能弁で活動的である。新
川委員長は「沖軍労」当面の運動方針と活動内容
等について次のように内話している。

1. 沖軍労の理念

- (1) 職場と生活を守る
- (2) 沖縄の基地を本土並みに認める
- (3) 沖縄の経済、文化の向上に努力する
- (4) 政治活動の中立性を守る

2. 沖軍労の運動方針

- (1) 基本給の大巾引き上げ要求
- (2) 英語手当制度（注、昨年度より新規支給
が打ち切られている）の復活要求
- (3) 退職金の増額と年金制度の確立
- (4) 時間短縮40時間制に反対し、48時間制

—秘—

公信写

6

の堅持（注、この点全軍労の方針と全く相反
する）

- (5) 不当解雇に反対し、臨時雇用員の正規採用
の確立（注、第2兵站部隊だけでも沖縄人雇
用員5,800名のうち800名が臨時雇用員
の由）
- (6) 第四種雇用員の待遇改善と身分保障制度の
確立
- (7) 軍離職者対策費の増額と4種雇用員にも全
面適用の確立
- (8) 大巾減税と医療保険法の確立
- (9) 間接雇用制度の確立
- (10) 組織を拡大し、職場と生活を守る態勢の確
立

3. 組織拡大の見透し

6月の多分20日ごろに「沖軍労」の結成大
会を行なう。「職場を守る会」の趣旨に賛同す
る軍労労働者の署名を5,000ないし6,000集
めてあるが、そのうち3分の1は新組合に参加
することと思う。そして結成後半年以内に5,000

一秘

公信写

7

ないし 6,000 名まで組合員を拡大できることについては確信を持つている。

因みに全軍労は組合員 20,000 余と称しているが実数は 13,000 ないし 14,000 位のものである。現在全軍労側は、米軍の「首切り攻勢」に対して「組合費を払っていない者に対しては救済手段をとらない」と圧力をかけて、組織の維持に懸命であるが、全軍労が組合員の保護に失敗した場合には、なだれを打つて軍雇用者は「沖軍労」に入るであろう。

一般組合員の中にも、全軍労の「左傾化したイデオロギーによる政策を背景とする過激な運動と一部幹部の独断と專制」とくに沖縄の実情を考えず、本土全駐労の方針をそのまま横ながししているような実情に批判が高まっている。「沖軍労」は当面、県協労などに加入することなく軍雇用者内の組織拡大に重点をおいて行くが、那覇市職労を中心とした自治連（注、いづれも新城哲男委員長、自治労に対立する穏健派）と緊密な提携をとつて行きたい。自治連の推薦

公信写

8

によつて労金にも加入できる見透しである。「沖軍労」は米軍キャンプ毎に支部をつくつて、その連合体の体裁をとることになろう。とくに那覇地区では全軍労組合員 1,200 のうち 700 が「沖軍労」に入る予定であるから、大きな拠点になるものと考えている。

4. 組合結成上の法的問題点

組合結成にあたつて苦心しているのは、「沖軍労」の組合としての当事者能力を軍に認めさせることである。現行の布令 116 号では第 7 条でかなり厳格な規定をしているので、支部毎に組合員の名簿を提出し、しかもそれが全軍労から脱退した旨の証明をしなければならないで手数を要する（この点、総合労働布令は第 14 条で民政府労働局に裁量権をかなり広範に認めている。）

〔当事務所注〕：

以上の如き「沖軍労」結成構想に関し、新川委員長ら幹部は、昨年 11 月の主席選挙にあたつて西銘候補を積極的に支持した保守派であり

外務省

外務省

—秘—

公信写

9

従つて新川らは新組合結成にあたつて、むしろ桑江政調会長ら沖縄自由民主党の支援を期待している。これに応えるだけの政治的指導を自民党がなしえないでいることにも問題があろうが労働組合運動として着実に定着するためには、県労協傘下の同盟系組合と連携をとることも必要であることであろう。

そうした位置づけをしない限り、自治連とともに「保守系の第2組合」という印象で軍労務者内の保守派のサロン的集団の枠を出られない可能性がある。しかし、いづれにせよ6月の時点で全軍労が分裂し、「本土並み」基地を積極的に是認する「沖軍労」が、結成されことになれば、返還交渉をめぐつての沖縄内の世論にimpactを与えることは確実に予想されることであり、波及する影響は決して小さくない。

殊に「沖軍労」が結成趣意書の中で呼びかけているように、現在までの整埋に加えて「8月頃と予測されている陸軍、マリン関係従業員の人員整埋ならびに第2種雇用員の整埋問題など

—秘—

公信写

10

をめぐつて労使の対決は一層はげしくなる情勢下にある」としたら「沖軍労」の結成は多くの問題提起の意味をもつことになる。

外務省

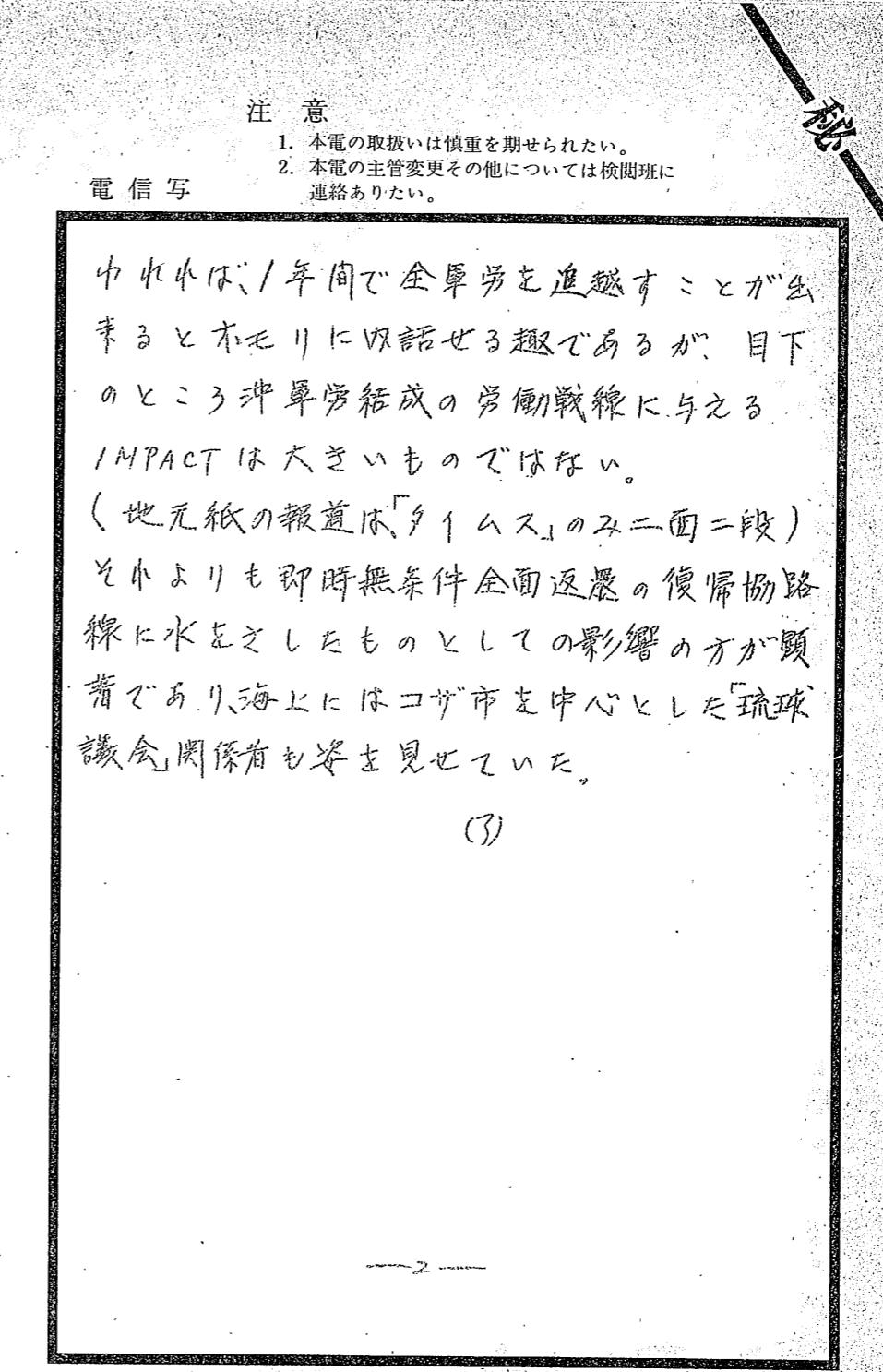
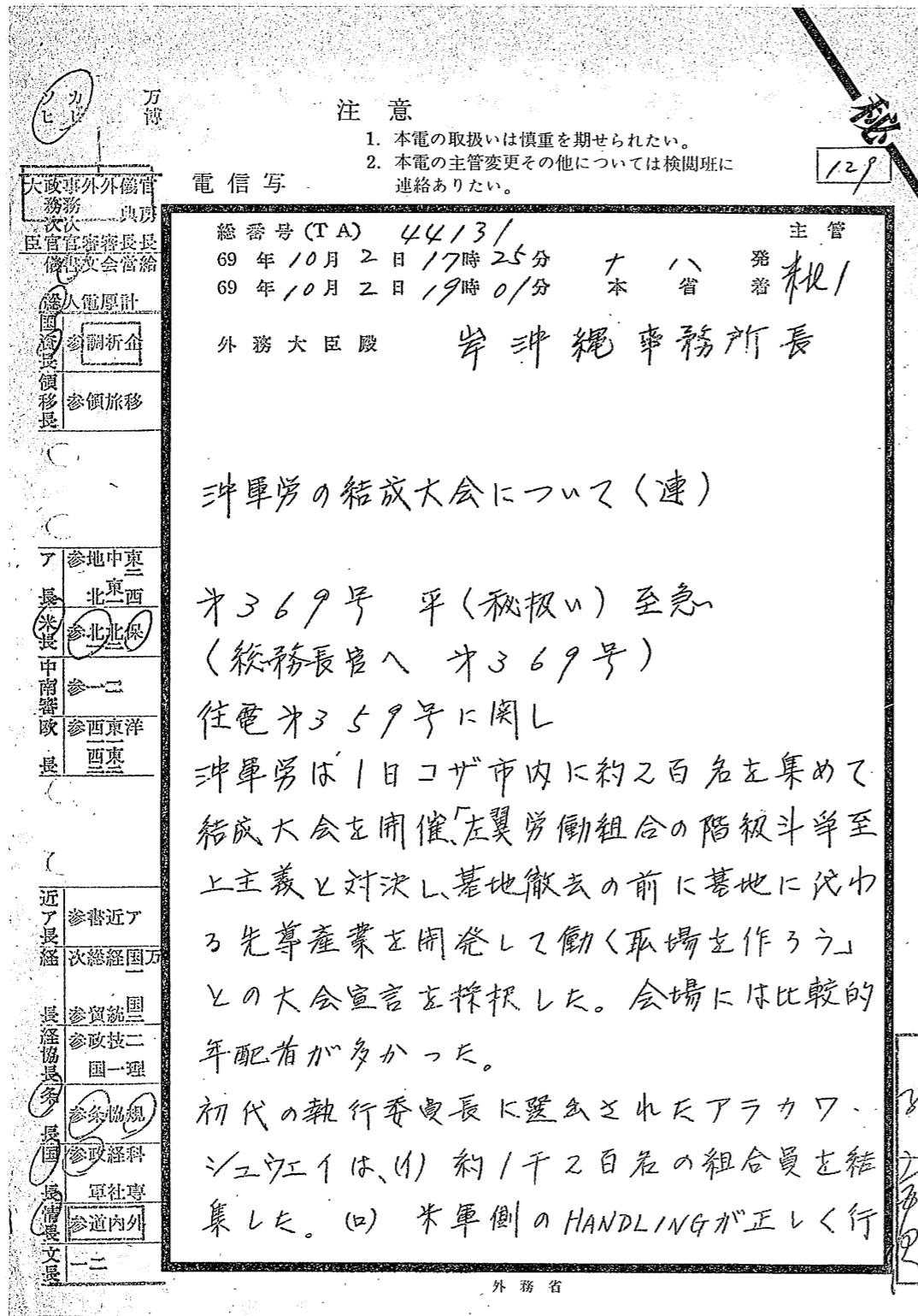
外務省

一九

公信写

(sia 519

シカヒ	カ万博
全軍勞	
注 意	
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。	
電信写	
<p>大政事外儀官 務務 興房 次次 臣官警察長民 議書文会管給 輸入電原計 固 資長 領 移 參領旅移</p> <p>總番号(TA) 43402 69年9月29日11時35分 69年9月29日12時51分</p> <p>主管 十 八 省 著者 米北/</p> <p>外務大臣殿 岸 沖縄事務所長</p>	
沖軍勞の結成(連)	
<p>オ359号 平(被扱い)至急 (總務長官へ オ359号)</p> <p>68年9月より「基地労働者の生活を守る会」として事实上全軍労に対立するオヌ組合的存在であった一部グループは明30日夕コザ市内の映画館で「沖縄軍労組合」(略稱沖軍労)の結成大会を開催する。結成大会には約1千名の参加が見込まれている。</p> <p>沖軍労は、(1)本土並み基地の存続を認め、軍労働者の職場安定を図る、(2)政治的中立</p>	
ア 参地中東 基 東西 米 參北北保 中 南 南 參一ニ 基 參西東洋 基 西東	
近ア 参審近ア 基 次經經國方 長 參資統國 經 協 長 參政技二 國 一理 基 參公局 國 參政經科 長 軍社專 情 參頭外 基 一二	
外務省	
- 2 -	
外務省	



アメリカ局長
参事官

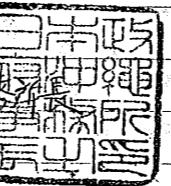
北米オ一課長

事務連絡第127号

昭和44年9月29日

外務大臣 殿

日本政府沖縄事務局



資料の送付について

往電第359号に因り、下記のとおり別添1部送付す
3。

要処理
首席事務官
方
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
力ナダ
局庶務



記

「沖縄労働組合」結成大公資料
(組合結成趣意書、組合規約等)

日本政府

沖縄軍労働組合結成大会

//軍労働者は自からの手で職場と生活を守ろう!!



日 時 1969年9月30日午後5時
場 所 コザ市内 國見映

沖縄基地労働者の生活を守る会
本部事務所 コザ市字胡屋1090番地
電 話 (0) 6393番

スローガン

- 一 基本給の大巾引上と英語手当制度の復活
- 一 時間短縮に反対し四十八時間制の臨持
- 一 不当解雇に反対し臨時雇用員の正規採用確立
- 一 四種雇用員の待遇改善と身分保障の確立
- 一 軍離職者対策費の増額と四種雇用員にも全面適用
- 一 退職金の増額と年金制度の確立
- 一 大巾減税と失業保険並に医療保険法改正
- 一 本土政府による間接雇用制度の確立
- 一 組織を拡大強化し職場と生活を守る態勢確立

結成大会式順

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1 労働歌齊唱 | 開会のあいさつ |
| 2 会計報告 | 準備委員長あいさつ |
| 3 大会議長団選出並にあいさつ | 経過報告 |
| 4 規約審議 | 予算審議 |
| 5 委員長あいさつ役員紹介 | 役員選出 |
| 6 意見発表 | スローガン採択 |
| 7 来賓あいさつ | |
| 8 万才三唱 | |
| 9 閉会のあいさつ | |

理念

- 一 本会は基地を本土並に認め平和機関産業実現まで軍職場で働く労働者の職場と生活安定確立を目的とする。
- 一 本会は軍職場で働く労働者を本土政府による間接雇用制度の適用を促進し身分保障確立を目的とする。
- 一 本会は政治の中立性を守り沖縄の文化経済の向上と民主主義社会建設に努力する。

沖縄軍労組合結成趣意書

一、対話式協議制の確立

昨今の労働組合は、一部幹部の命令式、過激な労働運動によつて、勞使並びに軍労働者同志の対立感情で精神的肉体的に犠牲者が続出している。吾々軍労働者は現状を打破し、組合員上部下部の差別なく対話式協議制をもつて下部労働者の意見を反映し、上部からの強制命令制度を排除し、吾々軍労働者が精神的肉体的に安定して働く職場の確立と軍労働者の為になる理念に立脚した運動方針をたて、身分保障制度諸手当制度の確立経済斗争を主体とするものである。

二、平和産業の実現まで軍職場の確保

同じ軍労働者でありながら軍職場で働く仲間を無視し、一部全軍労幹部は基地撤去のために他の反対運動ばかりする民主団体に煽られ、働くてゐる職場をなくするような共斗態勢に終始している。このような自主性のなさでは将来軍労働者の生活を混乱せしめることは必至である。吾々はこのよちな状態を黙視したゞ傍観することはできない。

基地撤去を叫ぶまえに軍労働者の働く職場をどうせねばならないか重考せねばならない。たゞ感情的な対立意識で軍労働者を路頭に迷し、犠牲者をだすような行動は今後批判されるであろう。吾々は沖縄に平和産業を誘致し、基地にかわつて働く職場を早急に実現するよう努力すべきである。

それまでは吾々の働く軍職場は吾々自らの手で確保せねばならない。如何なる強迫や圧力にも屈せず、「即時基地撤去」運動を阻止し五万軍労働者の生活安定を計るよう「生活のため」に勇気をだすべきである。

三、間接雇用制度適用の確立

吾々軍労働は本土で施行されている間接雇用制度が適用されることを念願するものである。だが県労協や全軍労の一部幹部は五万軍労働者の願望を無視し独断で反対している。本土で施行されている間接雇用制度は吾々軍労働者に準公務員のみに立派な保障制度の適用をうけられる制度である。このようない制度に対して何故反対するか、吾々は不満を表明するものである。

軍労働者の為になるはずの県労協全軍労の一部幹部は、軍労働者を忘れ政治活動にはしり、安保廃棄間接雇用制度廃棄のために運動を展開している。

このようないきすぎた行動に対し吾々は反対の意志を表明し、間接雇用制度の適用実現にたち上らなければならぬことを痛感しここに組合結成するものであります。

沖縄基地労働者の生活を守る会

沖縄軍労組合結成準備委員会

沖縄軍労働組合規約（案）

第一章 総則

(名称及び所在) 第一条 この組合は沖縄軍労働組合（略称沖軍労）と称し、事務所を置く。

但し、地域別に支部を置くことができる。

(目的) 第二条 沖軍労は軍関係労働者の自主的な統一と組織の力によつて、労働者の経済的、社会的地位の向上をはかり、以つて民主主義社会に寄与することを目的とする。

第三条（事業）

第三条 沖軍労は第二条の目的を達成するため左の事業を行ふ。

1. 沖軍労労者に共通する労働条件の改善、生活権の擁護ならびに軍労労者の福利向上に関する事項。
2. 未組織軍労労者の組織化の推進と支部単位組合の育成と指導援助。
3. 軍労労者に寄与する沖縄内外の軍関係労働組合ならびに民主団体との提携協力の促進。
4. 軍労労者の教育啓蒙に関する事項。
5. 軍労労者及びその家族のための共済事業。
6. 各種労働関係の資料情報等の蒐集と調査研究と機関誌の発行その他印刷物の配布。
7. 労働金庫に関する事業
8. その他目的達成のために必要とする諸事業。

第二章 組織及び加盟組合の権利義務

第四条（組織）

第四条 沖軍労は軍関係労働者の組織する組合を以つて組織する。

沖軍労は全沖縄における軍基地で働く軍労労者の労働組合で、沖軍労の運動方針及び規約に賛同するものを以つて組織する。

第五条（加盟組合の権利と義務）

第五条 沖軍労の加盟組合の地位と権利はすべての規約の下に平等である。

一、 加盟組合は自主権に対する拘束をうけないが左の責任を有する。

1. 機関の決定事項を尊重し具体的措置を伴う決定事項については、これを履行すること。
2. 負担金を所定の期日内に納めること。
3. 組合員数を毎月報告すること。

4. 組織の変更、役員の改選、事務所の移転その他組合に関する重要な事項又は変化があつた場合は、その都度報告すること。

第六条（組合費）

第六条 沖軍労加盟組合の組合費額は前条第三号の規定により報告された組合員数による。

第七条

第一節 機関及び機関の成立
一大会
二 中央委員会
三 中央執行委員会

第三章 機関

(大会の構成) 第八条 大会は沖軍労の最高議決機関であつて代議員及び役員を以つて構成し代議員が完全資格組合の四分の三以上且つ代議員総数の三分の二以上出席することによつて成立する。

- 一 大会の議長は、この大会に於いて代議員の中から選出するものとし選出方法で決める。
- 二 大会の議事は出席代議員三分の二以上の賛成によつて決定する。
- 三 役員選出は前項の規定にかわらず別に定める選挙規定による。

四 大会に於いて特定の議案につき記名投票に付すべき事が決定された場合は記名投票を行なう。

- 五 役員は大会において発言権を有するが票決権を有しない。

(大会の性格) 第九条 加盟組合は規約別表に定める割合で代議員を選出し大会に出席させるものとする。但し大会日の属する月より起算して二ヶ月まえまでの会費を完納している組合でなければ代議員を選出し出席させることができない。

- 一 代議員選出の基礎となる組合員数は前項但し書きの月によるものとする。

二 大会招集前二ヶ月以内に加盟して月一ヶ月の会費を納入することによつて完全資格組合とみなす。

- 三 代議員は一人につき一票の票決権を有する。出席できない代議員は委任状をもつて同一組合選出の他の出席代議員に票決権を委任することが出来る票決権の委任を行なつた代議員は出席者とみなし。

(定期大会) 第十条 定期大会は毎年六月に中央執行委員会の決定に基づいて中央執行委員長がこれを招集し大会日の少なくとも三十日前に議題を示して各加盟組合に通知しなければならない。

(臨時大会) 第十一条 臨時大会は左の各号の場合に開催し中央執行委員長は四十日以内に大会を招集しなければならない。

- 一 加盟組合から大会開催の議題及び必要とする理由を明示して要求書を提出された場合。
- 二 請求組合数が加盟組合数の三分の一以上であつた場合。
- 三 中央委員会において大会開催の必要を認めた場合。

(大会の権限) 第十二条 左の各号に掲げる事項は定期大会開催の都度上程されなければならない。

- 一 活動報告
- 二 会計報告
- 三 会計監査報告
- 四 選動方針
- 五 その他必要な事項
- 六 中央委員会が必要と認めた議案

- 一 左の各号に掲げる事項は大会において承認を得なければならない。
- 二 名称の変更、組織の改変及びその他規約一般の改廃
- 三 会費額の変更、積立金の処分方法、重大な事業の計画及び予算決算
- 四 各種団体及び国際的組織への加入脱退。
- 五 組織の解散。

第二節 中央委員会及び執行委員会

(中央委員会の構成)

第十三条 中央委員会は中央委員会及び役員を以つて構成し中央委員会総数の三分の二以上の中央委員が出席することによつて成立する。中央委員会の議長は中央委員会において中央委員の中から選出するものとし選出方法は中央委員会が決める。

(中央委員会の性格)

第十四条 中央委員の割当数は規約別表による。

(中央委員会の性格)

第十五条 中央委員は中央委員会において発言権を有するが票決権を有しない。

(中央委員会の性格)

第十六条 中央委員の割当数は規約別表による。

(中央委員会の性格)

第十七条 中央委員は中央委員会の決定に基づいて、中央執行委員長が行なう。

(中央委員会の性格)

第十八条 中央委員は三ヶ月に一回行うものとし必要ある場合は臨時に開催することができる。

(中央委員会の性格)

第十九条 中央委員の四分の一以上又は加盟組合総数の三分の一以上から文書による請求があつた場合は中央執行委員会の議に付して遅滞なく中央委員会を招集しなければならない。

(中央委員会の性格)

第二十条 中央執行委員は中央委員会及び大会に対し責任を負い沖軍勞の一般の業務の執行、収入、支出及び財産管理に対する事項を審議するほか書記局を運営し日常活動を遂行する。また緊急やむをえない事項について中央委員会を開催する余裕のない場合は中央委員会の権限を代行することができる。但しその場合次期中央委員会に報告し承認を求めなければならない。

(中央委員会の性格)

第二十一条 中央執行委員会は中央執行委員長が主宰し、副中央執行委員長、書記長、中央執行委員長及び会計を以つて構成し必要に応じて臨時中央執行委員長を招集する。

(中央委員会の性格)

第二十二条 中央執行委員会は執行委員の三分の二以上が出席することによつて成立しその議事は出席者の四分の三以上の賛成によつて決める。

(中央委員会の性格)

第二十三条 会計監査役は臨時中央執行委員会に出席し会計にかかる事項に対して助言を行うことができる。また会計監査役の要求があつた場合、中央執行委員会は何時でも会計に関する一切の証拠を提出しなければならない。

第四章 役員

(役員及び役員の任務)
第十八条 沖軍勞に左の役員を置く。

中央執行委員長 一名 中央執行委員(各支部長) 五名

副中央執行委員長 二名 会計長 一名

書記長 一名 会計監査役 三名

2 中央執行委員長は沖軍勞を代表する。

3 副中央執行委員長は中央執行委員長を補佐し中央委員長事故あるときはその職務を代行する。

4 書記長は書記局を統轄し、書記長事故あるときは総務部長の任にある中央執行委員がこれを代行する。

5 役員は中央委員又は代議員を兼任することができない。役員が中央委員又は代議員のなかから選出された場合はその中央委員の地位は空席になつたものとして欠員補充が行われなければならぬ。

(役員の選出) 第十九条 中央執行委員長、副中央執行委員長、書記長、中央執行委員、会計長、会計監査役は大会において出席代議員の直接無記名投票により代議員及び役員のなかから選出する。

6 役員に欠員が生じた場合はその補充を中央委員会において行うことができる。

(役員の任期) 第二十条 役員の任期は一年とし欠員補充者の任期は前任者の残任者期間とする。

7 役員は満期満了後であつても後任者が選出されるまで引き続きその任務を行うものとする。但し役員はその再選を妨げられない。

第五章 書記局

(書記局の構成) 第二十二条 沖軍勞の事務を処理するために書記局を設ける。

1 書記局は書記長、執行委員及び部員、書記を以つて構成する。

2 書記局は執行委員がそれぞれ業務を掌る。

(専門部) 第二十三条 書記局に左の専門部を置き専門部長は執行委員会の互選による。

總務部	組織部	教育宣伝部
法規対策部	調査部	財政部
共済部	文化娯楽部	婦人部
失業対策部	労金対策部	

4 各専門部には必要とする部員を置くものとしその選出は執行委員会が行う。

第六章 会計

(経費) 第二十三条 沖軍勞の経費は次の收入でまかなう。

(1) 組合費
(2) 寄附金その他

- (会計年度)
第二十一条 沖軍労の会計年度は毎年七月一日に始まり翌年の六月三十日を以つて終る。
- 2 組合費は組合員一人につき、月額 仙とし各加盟組合が一括して毎月納入する。
- 3 沖軍労の事業活動または維持のための特別の費用を必要とする場合は中央委員会の決定により特別賦課金を徴収することができる。
- 4 一旦納入された組合費及び賦課金等は一切返金しない。

- (会計監査)
第二十二条 沖軍労の会計年度の会計報告書を作成し会計監査の監査報告書を付して公表しなければならない。
- 2 会計報告はすべての收支項目及び金額寄附者の氏名並びに経理の現状を明確にして毎三ヶ月に作成し中央委員会の承認をうけなければならない。
- 3 年度末には当該会計年度の会計報告書を作成し会計監査の監査報告書を付して公表しなければならない。

- (会計長の責任)
第二十三条 沖軍労の会計帳簿、預金通帳、現金その他の財産を保管する責任は会計長にあるものとする。
- 2 財産の管理及び経費の收支に関する事項はすべて会計規定の定めるところによつて処理しなければならない。
- 3 中央執行委員会は正規の手続きを経ない会計の処理については正法な根拠を明確にしない限り連帯して会計に関する一切の責任を負うものとする。

- (会計監査役の責任)
第二十四条 会計監査役は会計に対し年四回の定期的監査を行うほか書記長又は会計長に異動がある場合、或いは会計帳簿が更新される場合その他の会計業務が規約及び会計規定に基づいて、正しく処理されなければならない。

- (会計規定と監査規定)
第二十五条 加盟規程及び監査規程は別に定める。
- 第七章 加盟、脱退及び除名処分
- (加盟及び脱退)
第二十六条 沖軍労へ新たに加盟しようとする組合は、書面で申し込むものとする。
- 2 加盟組合としての資格は、中央委員によつて加盟が承認され、決定された負担金の第一回分を納めたときを以つて生ずる。
- 3 中央委員会はその組合が沖軍労加盟組合として不適当であると認めたとき加盟を拒否することができる。
- 4 沖軍労より脱退しようとする場合は書面をもつて中央執行委員長に届け出なければならぬ脱退と同時にその組合の一切の権利義務が消滅する。

- (除名処分)
第二十七条 加盟組合が沖軍労の活動に対して妨害行為をなし或いはその責任を守らず又は負担金を三ヶ月以上滞納し且つ勧告をうけてもその行為を改めようとしない場合は、権利を停止し又は除名することができる。
- 2 除名又は権利の停止処分は中央執行委員会の申し立てにより中央委員会で決定する。

除名又は福利の停止処分をうけた組合が中央委員会の決定に不服である場合は次期大会に異議を申し立てることができる。大会の決定は最終的である。

規約別表
(中央委員割当表)

組合員数	中央委員数
100名迄	2
101 ~ 200	3
201 ~ 300	4
301 ~ 400	5
401 ~ 500	6
501 ~ 600	7
601 ~ 700	8
701 ~ 800	9
801 ~ 900	10
901 ~ 1000	11
1001 ~ 1100	12
1101 ~ 1200	13
1201 ~ 1300	14
1301 ~ 1400	15

- 1 この規約は一九六九年一月一日から施行する。
2 この規約の施行について更に細目の規程の必要とする場合は中央委員会において決定する。

附

則

会計規程

第一章 総則

(規程の目的)

第一条 此の規程は沖縄軍労働組合（略称沖軍労）規約第二十七条に基づき沖軍労の会計に必要な事項を規程する。

(経理の原則)

第二条 経理はその収支について眞実且つ正確なる内容を明瞭に表示しなければならない。

(経理の責任)

第三条 経理は会計の責任で行いこれが事務処理については書記局で行う。

(借入金)

第四条 会計が組合業務の運営上必要と認めるときは中央委員会の議決を経て金融機関からその資金を借入することができる。

第二章 出 納

(現金の出納)

第五条 現金の出納はすべて会計の責任で行い収支指令をもつて執行する。

(收支の責任)

第六条 収支の指令は、執行委員長の責任によりこれを行う。但し、拾弐以上の収支をしようとする場合は予め執行委員会の議決を経なければならない。此の場合、執行委員が中央委員会に因る必要を認めたときには、その承認を求める。

(収入)

第七条 すべての収支は、これを入金伝票により受け取納決議書によつて取納しなければならない。

(支出)

第八条 すべての支出は予算科目の範囲内で行い支出決議書の内容に基づいて支払わなければならぬ。
2 前項の報告をうけた執行委員会は直ちにこれを会計監査役に通告しなければならない。

(弁償の責任)

第九条 会計が保管中の現金を亡失したときは直ちに亡失金額及びその額末について執行委員会に報告しなければならない。

第十条 会計がその保管にかかる現金又は物品を亡失毀損した場合に、その管理に必要な注意を怠つたときは、弁償の責を免かれることができない。

但し、会計監査の監査によつて管理の注意を怠らなかつたことを証明された場合は中央委員会の議

第三章 財産の管理

(管理の責任)

第十一條 財産（現金、有価証券）の保管は、会計の責任とする。

2 財産はすべて財産整理簿に記載しなければならない。

(現金)

第十二條 現金の手持は常に必要最低限としその他は執行委員の認める金融機関に預け入れなければならない。

2 預金は会計名義及びその公印をもつて取引きする。

第四章 帳簿

(帳簿)

第十三条 沖縄労はその会計処理を行つたため次の帳簿を備えなければならない。様式第一号は別に定める。

一、 現金出納簿

二、 予算整理簿

三、 負担金収集簿

別表様式第一号 (イ)

別表様式第一号 (ロ)

四、前渡資金整理簿

別表様式第一号

五、財産整理簿

別表様式第一号

二 前項に定める外必要な帳簿を備えることができる。

(決議書及び伝票)

第十四条 第七条及び第八条に規定する決議書及び伝票の様式は別表第一号に示す。

(帳簿及び証拠書類)

第十五条 前条の帳簿及び証拠書類の保存期間は次の通りである。

一、現金出納簿・予算整理簿 永久

二、財産目録及び特別徴収金整理簿 五年

組合費徴収簿・前渡資金整理簿

三、証拠書類 二年

第五章 概算払前渡資金

(前渡資金の範囲)

第十六条 次に掲げる経費については、一ヶ月に限り資金前渡又は概算払いをすることができる。

- 一、謝礼金、見舞金、弔慰金
- 二、非常時災害のための必要な経費

(前渡資金の請求)

第十七条 前渡資金の請求を受けたものは要務終了後一週間以内に証拠書類をそえ精算を完了しなければならない。

- 四、その他執行委員会において必要と認めた経費

(前渡資金の精算)

第十八条 資金前渡概算払いを受けたものは要務終了後一週間以内に証拠書類をそえ精算を完了しなければならない。

第六章 予算及び決算

(予算)

第十九条 執行委員会は当該年度予算を作成し財産目録をそえ大会の議決を得なければならぬ。

(追加更正予算)

第二十条 予算の追加更正を行う場合には、大会の議決を経なければならない。

(予算の流用)

第二十一条 予算の流用を必要とする場合は執行委員の議決を得なければならない。

(決算)

第二十二条 会計は当該年度出納閉鎖後速やかに決算書を作成し、執行委員会に提出しなければならない。

第七章 負担金

(負担金)

第二十三条 各単組の負担金は毎月十日までに会計長に納入しなければならない。

第八章 雜則

(特別会計)

第二十四条 沖軍労が組合の運営上必要と認めたときは、大会の議決を経て別に特別会計を定める。

(規程外の処理)

第二十五条 組合の經理に關し、この規定により難い場合は中央執行委員会において処理することができる。

第九章

第二十六条 此の規程は、中央委員会の承認の日から効力を発する。

会計監査規程

第一条 この規程は、組合規約第二十七条の規程に基づき組合基金を合理的に運営することを目的として定める。

第二条 会計監査役は組合のすべての財源及び支途、主要な賃附者の氏名並びに現在の經理状況を監査する。

第三条 会計監査役は三ヶ月毎に前期中の会計監査を行い年度末においてはその年度会計の監査を実施する。

尚、必要と認めた場合は臨時監査を実施することができる。

第四条 会計監査役から会計規程に定める総報簿の監査を要求された場合は、速やかに会計經理の実情を説明し、その他監事の求めに応じなければならぬ。

第五条 会計監査役は、監査の結果を所見とともに文書を以つて各期毎監査の場合は、執行委員会に通告し但し、臨時大会及び中央委員会にはその都度中間報告を行う。

第六条 会計監査は監査役の選半数の出席がなければ監査することができない。

第七条 この規程は、中央委員会の承認の日から効力を発する。

4	文化教宣費	30
5	組合員行動費	100
6	婦人部費	50
7	交通費	100
三	書記局費	1,182
1	備品費	150
2	圖書費	80
3	消耗品費	30
4	準備品費	12
5	翻訳費	50
6	事務所費	480
7	涉外費	50
8	光熱水道費	30
9	通信費	100
10	印刷費	200
四	人件費	4,660
1	書記給与費	1,020
2	期末手当費	340
3	役員手当	3,300
五	専従役員人件費	4,435.20
1	専従役員給与	2,995.20

委員長 副委員長2名 書記長、会計長 \$30(月額)
支部長 5カ所 5名 \$25(月額)

時給 1. 20×208時間×12カ月
(GS-7 STEP-10)

沖縄軍労働組合 1970年度予算案

才入の部

科 目	予 算 額	摘要
組 合 費	\$12,000	組合費1人×1ドル×1000名×12カ月
寄 附 金	100	
計	12,100	

才出の部

項目	科 目	予 算 額	摘要
一	会 議 費	\$ 595	
1	定期大会費	200	
2	各種大会費	150	
3	中央委員会費	100	
4	執行委員会費	100	委員会手当1人×50ドル×10名×20回
5	会計監査費	45	監査手当1人×5ドル×3名×3回
二	活 動 費	972	
1	組織教宣費	400	
2	懇談会費	200	
3	調査費	92	

2	期末手当費	998.40	\$249.60×1人×40回	
3	退職金積立費	249.60	\$249.60×1人×10回	
4	年休買上費	192.00	\$120×160時間 = 16年	
六	予備費	155.80		
	総合	12,100.00		

沖縄基地労働者の生活を守る会経過報告

(一九六八年九月八日—一九六九年六月三十日)

一九六八年九月八日

1、沖縄基地労働者の生活を守る会結成大会を開催した。

一九六八年九月十七日

2、本会三役員は、本土政府関係当局へ軍関係難駆対策臨時措置法の予算日政援助並びに間接雇用制度の早期実現の要請をするため本土折衝へ立つた。

一九六八年十月十九日

3、三大選挙に立ち向い基地撤去政策を立てて運動する組織団体や政党に反対し、軍労働者の働く職場

場を認める組織団体や政党と協力することに決議決定した。

一九六九年一月二十日

4、県労協を主体としたB52撤去ゼネストに対し、本会はこのような行動は労働運動に反する問題であり、軍労働者の生活をおびやかす行動である本会は組織をあげてゼネストに反対しそれを回避するよう運動展開することに決議決定した。

一九六九年二月三日

5、本会の会員並びに軍労働者が立ち上り、県労協のB52撤去ゼネスト計画は粉碎された。

一九六九年五月十一日

6、沖縄基地労働者の生活を守る会挙大会並びに沖縄軍労組結成準備大会を開催した。

一九六九年五月二十八日

7、全軍労の六月五日のスト決行に対し反対した。

(イ)

ただ三回の労使の団交でストを決行することは非常識極まる行為である。

(ロ)

犠牲者がでるスト行為は軍労働者のためにならない理由をもつて本会は就労を決定した。

一九六九年六月五日

8、全軍労のスト決行に対し「本会会員は寝泊就労せよ」との指令を忠実にまもり、寝泊就労した。また一部の勇かんな本会会員はストrikeを破り就労した。就労人員数、本会員約四千名、中立約二千名、計約六千名。

一九六九年六月三十日

9、組合結成大会準備に向けて、職場懇談会をもつて日々努力中。本会員一千二百名、準会員二千八百名。

一九六九年七月十五日

10 準備委員長、書記長、役員を本土政府関係当局へ間接雇用制度の早期適用の要請をするため本土折衝へ立つた。

一九六九年八月十四日

11 牧港支部結成、支部長仲宗根博氏を選出した

一九六九年九月十二日

12 嘉手納支部結成支部長宮良達氏を選出した

一九六九年九月二十日

13 組合結成大会に向けて職場懇談会をもつて日々努力中、本会員一千二百五十名

沖縄基地労働者の生活を守る会

事務局長

松 堂

弘

軍労働者の眞実の声を
新しい労働組合で実現せしめよう

本会は昨年九月一日から今年六月三十日まで延べ二千八百余名の軍労働者と懇談会を重ね軍職場で働く仲間達をめぐる諸問題に対し軍労働者としてどう考えているか実態調査をしました。本会はその調査結果に基づいて、次の各項目をお互いの軍職場の仲間の皆さんと共に対話と協議により解決すべく努力する決意であります。眞実の声を取上げて本会は次の項目を軍労働者とともに問題解決に努力するものであり、皆さんの参加と協力をお願いします。

- 一、英語手当は何故消えたか、みんなで復活要求しよう。
- 二、過激な行頭はさけ対話協議で労使、労働者同志の対立感情をなくし、明るい職場をつくるう。
- 三、臨時組合費、斗争資金徴収はやめよう。
- 四、組合活動といふ口実であつても、市町村議員選挙まで組合幹部は強制的命令をせず組合員自由意思にさせましよう。
- 五、組合費の収入支出、会計の定期報告をしてもらいましよう。
- 六、スト問題は一部幹部の独断決定をさけ、上下部差別せず組合全体のアンケートをもつて決定しよう。
- 七、眞実を知るために労使団交の講習録を公開要求しよう。
- 八、基地撤去を叫ぶ前に平和産業の職場が実現するまで吾々が働く軍職場を確保しよう。
- 九、安保条約を堅持し間接雇用制度の適用による身分保障の確立を計ろう。

十、県労協から脱退し、軍労働者のための自主独立を確認、我々の労働組合をつくるう。

十一、政治の中立を守り経済斗争主体の労働組合をつくらう。

沖縄基地労働者の生活を守る会
沖縄軍労働組合結成準備委員会

がんばろう

一 頑張ろう突き上げる空に

くろがねの男のこぶしがある
もえ上がる女のこぶしがある
斗いはここから斗いは今から

二 頑張ろう突き上げる空に

輪をつなぐ仲間のこぶしがある
おしよせる仲間のこぶしがある
斗いはここから斗いは今から

三 頑張ろう突き上げる空に

国のうちそとのこぶしがある
勝どきをよぶこぶしは一つ
斗いはここから斗いは今から
オウ!!。